

岐阜市多様な集団活動利用支援事業 支給申請の手引

1. 事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、「岐阜市多様な集団活動利用支援事業」の対象施設※を利用している児童の保護者に**利用料の一部**を支給します。

※地域において重要な役割を果たしている施設等で、集団活動等時間や従事者の配置基準等、一定の基準を満たしており、市が「多様な集団活動利用支援事業対象施設」として決定した施設等。

2. 対象者

岐阜市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月（以下、「当該利用月」とする。）の**初日に在籍している満3歳以上の小学校就学前の幼児**です。

<注意>

当該利用月において子育てのための施設等利用給付（無償化給付）を受けている、または受ける予定のある幼児は、対象外となりますので、ご注意ください。

3. 補助金額について

保護者が負担した利用料で月額20,000円が上限※となります。

なお、利用料には、入園料、延長利用料、日用品等の購入費、食事の提供費、送迎費等は含まれません。

※ 対象施設として決定した前年度以前過去3年の平均月額利用料が20,000円を下回る場合、上限は平均月額利用料までとなります。

4. 申請について

給付を受けるには申請が必要です。

これまでどおり利用料をお支払いいただいた後に、各提出期間に応じて、必要書類（裏面参照）をご準備、ご記入いただき利用している施設に提出してください。審査終了後、申請書記載の口座に振込により支給します。



お問い合わせ

岐阜市子ども未来部 子ども保育課

管理係 電話058-214-2143（直通）

受付時間：午前8時45分～午後5時30分

（月～金（祝祭日を除く））

5. 申請に必要な書類

<毎回必要なもの>

- ① 岐阜市多様な集団活動利用支援事業支給申請書（第5号様式）
- ② 利用証明書兼領収証・・・こちらは施設に記入していただく書類です。

<新規申請・口座変更をする場合必要なもの>

- ③ 相手方登録申請書
- ④ 口座が確認できる資料（通帳のコピー等）

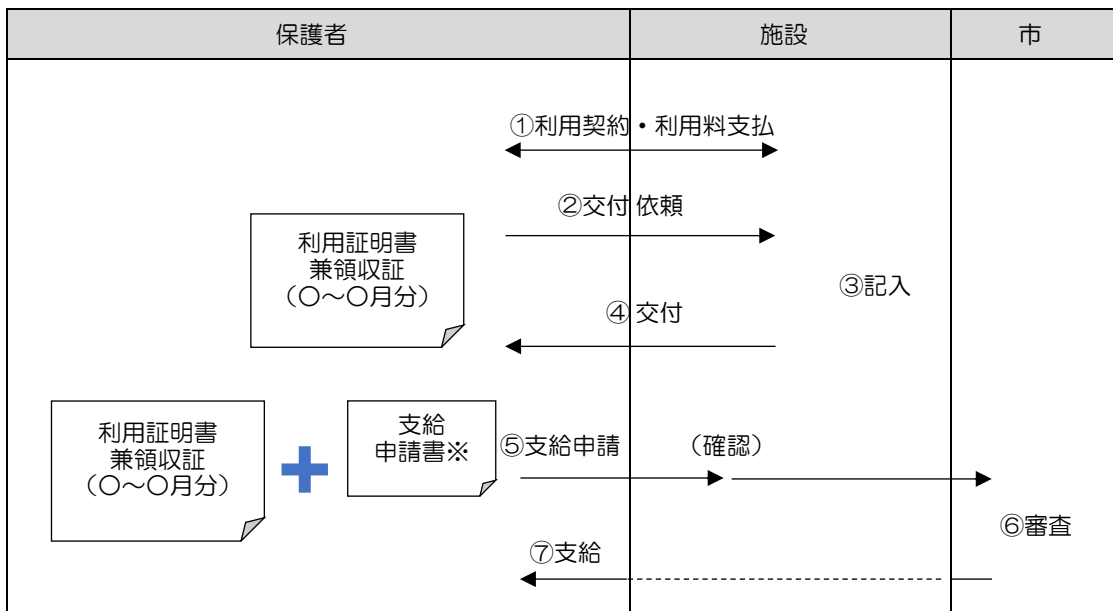
6. 申請期間・振込時期について

利用月（目安）	支給申請書の提出期間	振込時期
4月～9月	10月31日まで	11月～12月
10月～3月	4月30日まで	5月～6月

上記は市への提出期間です。施設がとりまとめ提出を行いますので、提出期間は施設の指示に従ってください。

※申請期限は利用した月の末日から2年後です。提出期間を過ぎた後でも申請期限内であれば申請していただくことができますのでお早めにご申請ください。

7. 利用から支給までの流れ



※初回申請及び口座変更の場合は相手方登録申請書と口座確認ができる資料もご提出ください。

※申請は半期ごと（6か月に1回）です。